

令和6年度行政評価 施策評価票

主管部局・課 市民部 危機管理課

政策目標4 安全、快適な基礎づくり/政策8. 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野33 住宅・住環境

目指す姿

安全で快適な住環境が整っているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	空家等対策の推進	
	防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生未然防止に取り組めます。	
施策2	市営住宅の管理運営	
	低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行うとともに、長寿命化に向けた改善や建て替え等を進めます。	
施策3	住宅・建築物の耐震化の促進	
	市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、地震などの災害に強い住環境の整備を推進します。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	安全、衛生、景観等の問題を抱える空家等の解消率				%	特定空家等のうち問題が解消された数/特定空家等の総数
	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	検証
	目標	21	24	27	30	令和5年度は2件の特定空家が解消。啓発チラシや解体撤去支援事業の案内など、所有者等に対する取組により、空家の解消が図られている。
	実績	41	43	-		
2	市営住宅の長寿命化に向けた改善戸数				戸	大規模改善を行った市営住宅戸数の累計
	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	検証
	目標	430	458	473	488	市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改善を実施している。
	実績	430	458	-		
3	住宅の耐震化率				%	耐震性能を有する住宅/住宅総数
	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	検証
	目標	92.4	93.7	95.0	95	目標に対して遅れが生じているため、今後、さらに耐震化に対する市民の意識を高めていく必要がある。
	実績	89.5	90.4	-		

2 施策の評価

施策 1	空家対策の推進
今年度の重点方針(方向性)	第2期空家等対策計画に基づき、防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生の未然防止に取り組みます。
取組状況	【1】第2期空家等対策計画の推進 - 平成27年に学識経験者や法務、不動産、建築等の関係団体で構成する空家等対策協議会及び市内の関係課長会議を設置し、以降、空家等対策に係る情報共有や意見聴取等を行っている。 - 令和3年4月に第2期空家等対策計画を策定し、未然発生防止の取組や特定空家への対応を強化するための施策の充実を図った。 【2】空家等の実態調査 - 町内会へのアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、空家等の実態把握のための現地調査を行ってきた。また、調査結果については、毎年町内会と共有している。(空家実数：1,527戸 令和6年3月時点) 【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進 - 適正管理が必要な空家等の所有者等に対し、適正管理の依頼を行うとともに、特に周辺への影響が大きく、危険性が高い空家等について、特定空家等に指定し、法に基づく、助言・指導を実施した。 - 空家等に関する相談体制を構築し、チラシの作成・配布や出前講座等の開催により、空家等の発生抑制対策を実施した。(令和5年度の主な実績 相談数：235件、固定資産税納税通知書同封チラシ：47,000枚、出前講座等1件) - 平成30年度に空家等改修支援事業を創設し、これまで9件の空家等の利活用を支援し、空家等の解消と地域コミュニティの活動拠点づくりや移住促進を支援した。 - 令和5年度に空家等解体撤去事業を創設し、居住環境の改善及び地域活性化を推進している。(令和5年度実績 6件) - 危険空家等の応急的対応ができるよう、令和5年度に空家等応急措置条例を制定した。 【4】空家等対策特別措置法(以下、空家法)の改正に伴う対応 - 令和5年度の空家法の改正に基づく対応について関係部署等と検討を行っている。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】第2期空家等対策計画の推進 - 少子高齢化や核家族化などを背景に、空家等は増加し、適切に管理されていない空家等の近隣環境への影響が危惧され、行政の対応が求められている。適正に管理されていない空家等への対応に重点をおいていく必要がある。 - 都市計画など、各種計画と連携し、人口減少・少子高齢化の進行の中でも持続可能なまちづくりに寄与していく。 - 令和7年度は第2期空家等対策計画の最終年度となるため、これまでの空家対策の総括と次期計画の策定準備を進めていく。 【2】空家等の実態調査 - 空家等においては建物の経年劣化や所有者や管理者等の状況の変化など、取り巻く環境が変化することから、実態調査に基づく情報管理を適切に行っていく必要がある。空家等対策における実態の把握は、行政のみならず、関係機関・団体や地域住民とともに取り組む必要があり、所有者と地域住民の日頃のコミュニケーションが重要であることから、地域との連携を図りながら対策を推進する。 【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進 - 空家等は第一義的には、所有者の責任のもと適正管理を促すとともに、所有者個々の事情等にも考慮しながら対応を図る必要がある。特に特定空家等の対応においては、法に基づく助言・指導を行うとともに、法務、不動産等の関係団体と連携し、施策を推進し、解消につなげていく。 - 発生抑制のためには、空家を未然に防ぐ情報冊子を作成し、建物等の所有者及び管理者に対し、空家について啓発活動を行う。また、相談窓口に関するチラシを固定資産税納入通知書に同封するなど、空家等の未然発生防止の取組により注力していく。 【4】空家法の改正に伴う対応 - 改正空家法により、「管理不全空家」の対応や市区町村長が財産清算人の選任請求を行うことができるようになったことから、具体的な対応のあり方について検討を行う。 - 市が空家等活用促進区域や活用指針等を定めることにより、規制緩和をすることができることから、関係部局と情報共有を行い、必要性について検討していく。

施策2	市営住宅の管理運営
今年度の重点方針(方向性)	低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行うとともに、長寿命化に向けた改善や建て替え等を進めます。
取組状況	【1】セーフティネット住宅供給促進事業 ・住宅セーフティネット制度について、県や事業者等が出席する懇談会等の場で情報共有及び意見交換を行ってきた。 【2】市営住宅大規模改善事業の実施 ・昭和40年代後半から供給された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。 ・令和2年度から城西団地に着手し、令和6年度までに5棟108戸の改善を行った。 【3】市営住宅の適切な管理運営 ・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。 ・火災等により被災した人の一時避難所として市営住宅を活用できるようにした。 ・市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。 ・高齢者に配慮した仕様の民間賃貸住宅を運営する事業者、入居者の家賃の一部に対する補助を行ってきた。 【4】城前団地建て替えの推進 ・令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。 ・建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】セーフティネット住宅供給促進事業 ・市営住宅入居希望者（住宅確保要配慮者）と募集住宅とのミスマッチが生じており、民間賃貸住宅を活用しながら、住宅確保要配慮者の居住の安定を図っていく必要がある。 【2】市営住宅大規模改善事業の実施 ・経年により事業の対象となる住宅は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。 ・長期的に利用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期（概ね耐用年数の半分程度）にある住宅を対象に、外壁の改修に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を行っていく。 【3】市営住宅の適切な管理運営 ・住宅確保要配慮者の居住の安定のため、市営住宅の入居要件の緩和を検討するとともに、定住促進や子育て支援のための活用方法についても検討していく。また、建て替えや改善等の要望もあるため、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な改善、建て替え等を実施していくとともに、施設の適切な管理運営に努めながら、外部委託を含めた管理運営手法についても検討していく。 ・高齢者向け民間賃貸住宅への家賃補助事業が令和6年度で終了するため、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅への家賃補助制度について検討していく。 【4】城前団地建て替えの推進 ・社会情勢や入居者の減少など状況の変化により、建替計画の見直しを行ったが、事業が長期にわたるため、事業の進捗に合わせて移転対象者の意向等を十分に把握して行く必要がある。 ・事業が長期にわたり、事業の進捗と移転対象者の状況等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。

施策3	住宅・建築物の耐震化の促進
今年度の重点方針(方向性)	市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を行うとともに、建築物の耐震化等への市民意識の醸成を図ることにより、地震などの災害に強い住環境の整備を推進する。 大規模な地震により災害発生の恐れが大きい大規模盛土造成地について滑動崩落防止対策を進め、被害の防止・軽減を図るとともに、経過観察マニュアルに基づき、対象となる造成地について定期的なパトロールを実施し、安全確保を図る。
取組状況	【1】耐震改修の促進 ・木造住宅耐震診断促進事業、大規模建築物耐震診断支援事業及び避難路沿道建築物耐震診断等支援事業を実施するとともに、令和3年度に「会津若松市耐震改修促進計画」を改定し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んでいる。 ・大規模盛土造成地においては、第2次スクリーニングの結果、安全性が確認されなかった盛土（河東町南高野地区）の滑動崩落防止対策として、令和5年度に対策工事の詳細設計を実施し、令和6年度から工事を進めている。 令和2年度～令和5年度：大規模盛土造成地変動予測調査(第2次スクリーニング) 合計4箇所 令和5年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止詳細設計 1箇所
課題認識と今後の方針・改善点	【1】耐震改修の促進 ・耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。 ・第2次スクリーニングにより安全性が確認されなかった大規模盛土造成地（河東町南高野地区）の滑動崩落を防止する対策を進めるとともに、経過観察マニュアルに基づき、対象となる大規模盛土造成地について定期的な点検や震度5弱以上の地震時などの異常時点検を実施し、安全の確保を行っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
23-2	生活環境保全事業	市民部・廃棄物対策課
25-2	市民相談	市民部・環境生活課
34-2	景観形成事業	建設部・都市計画課
36-1	町内会活動事業	市民部・環境生活課

4 施策の最終評価

・政策分野33「住宅・住環境」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。

・施策1「空家等対策の推進」については、引き続き、関係団体や地域住民等と連携しながら実態調査や適正管理、利活用推進に取り組み、発生抑制に向けた啓発活動にも努めるとともに、「管理不全空家」の対応や財産管理人の選任請求など、空家法の改正を踏まえた対応を検討していく。また、これまでの空家対策を総括しながら、次期計画の策定準備に着手していく。

・施策2「市営住宅の管理運営」については、住宅確保要配慮者等の居住の安定のため、市営住宅の入居要件の緩和を検討するとともに、定住促進や子育て支援のための活用方法についても検討していく。また、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の供給を促進し居住の安定を図っていく。

・施策3「住宅・建築物の耐震化の促進」については、引き続き、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていくとともに、大規模な地震により災害発生の恐れが大きい大規模盛土造成地について滑動崩落防止対策を進め、被害の防止・軽減を図るとともに、定期的なパトロールを実施することで安全を確保していく。

5 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	重点事 業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年 度方 針	担当部・課	
施策1 空家対策の推進								
1		◎	基本目標2	11.1	空家等対策事業	継続	市民部	危機管理課
2				11.1	空家等対策支援事業	継続	市民部	危機管理課
施策2 市営住宅の管理運営								
1	◎	◎		11.1	セーフティネット住宅供給促進事業	新規	建設部	建築住宅課
2	◎	◎		11.1	市営住宅大規模改善事業	継続	建設部	建築住宅課
3		◎		11.1	市営住宅管理運営事業	継続	建設部	建築住宅課
4		◎		11.1	城前団地建替事業	継続	建設部	建築住宅課
施策3 住宅・建築物の耐震化の促進								
1		◎		11. b	耐震改修促進事業	継続	建設部	建築住宅課
2		◎		11. b	宅地耐震化促進事業	継続	建設部	開発管理課

※人口減少対策に資する事業を「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 空家対策の推進

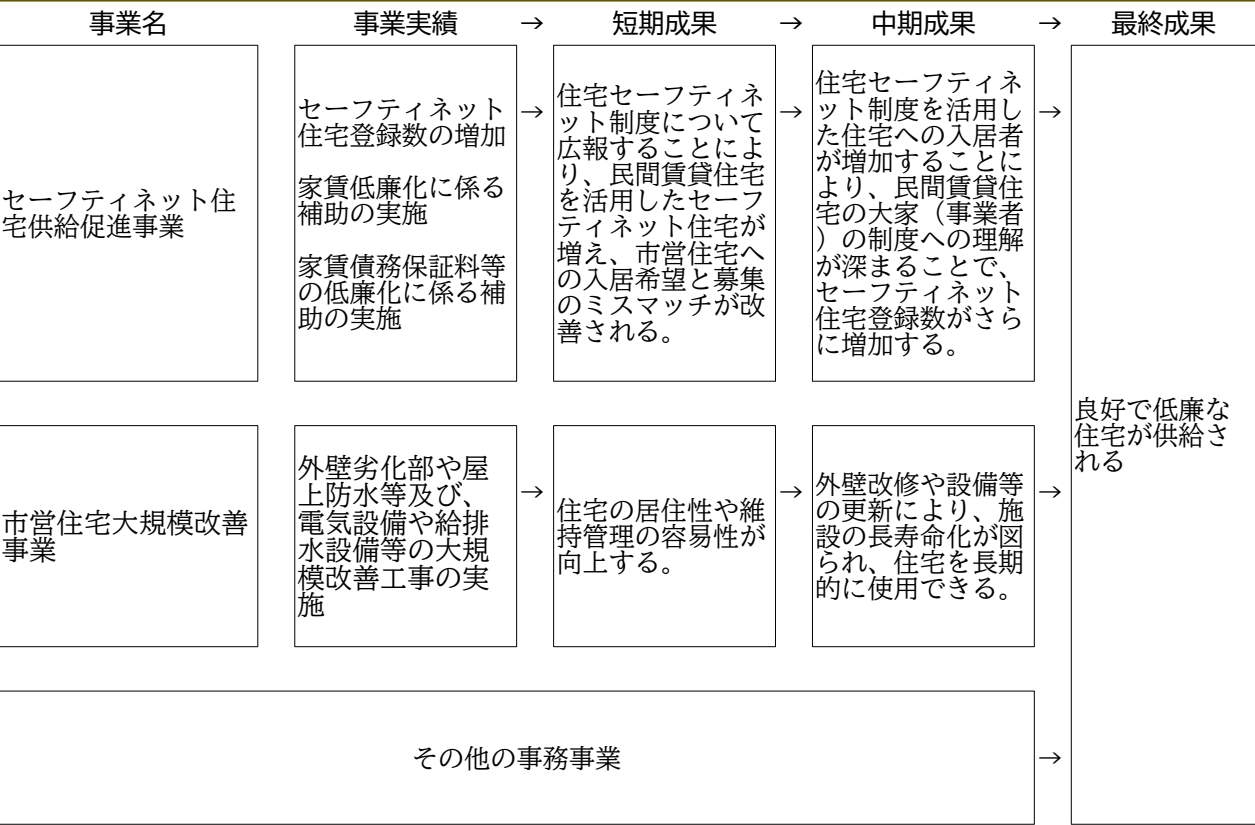
1	事業名	空家等対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部 危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	令和3年4月に策定した第2期空家等対策計画に基づき、空家等の実態の把握とともに適正管理の促進、発生抑制対策、利活用対策、特定空家等対策を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	1,365	3,504
			所要一般財源	1,365	3,504
			概算人件費	19,570	21,028
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・各種施策の充実のため、学識経験者や関係団体等で構成する空家等対策協議会を設置し、その助言等に基づく効果的な施策運営を行ってきた。 ・適正管理が必要な空家等の所有者等に対し、適正管理の依頼を行うとともに、特に周辺への影響が大きい空家等を特定空家等に指定し、法に基づく、助言・指導を実施した。 ・令和5年度に空家等対策特別措置法が改正され、その対応を関係課と協議を進めている。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・少子高齢化や核家族化などを背景に、空家等は増加し、適切に管理されていない空家等も増加している。建物の経年劣化や所有者等の状況など、取り巻く環境が変化することから、実態調査に基づく情報把握を適切に行っていく。 ・特定空家等の未然防止対策として、法に基づく「管理不全空家等」の対応を進めるとともに、適正に管理されていない所有者不存在の空家等について、財産管理制度活用による空家等の解消を図る。 ・令和7年度は第2期空家等対策計画の最終年度となるため、これまでの空家対策の総括と次期計画の策定準備を進めていく。			
2	事業名	空家等対策支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部 危機管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	第2期空家等対策計画に基づき、安全・安心なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、空家等改修支援事業及び空家等解体撤去支援事業に係る補助金を交付し、空家の利活用や除却等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	6,000	9,500
			所要一般財源	5,650	9,150
			概算人件費	4,493	5,000
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・空家等改修支援事業（平成30年度～：令和5年度実績1件） ・空家等解体撤去支援事業（令和5年度～：令和5年度実績6件） ・広報紙やホームページをはじめ、固定資産税納税通知書のチラシ同封などで広く周知に努めている。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・少子高齢化や核家族化などを背景に空家等が増加傾向にある中、空家の有効活用と適切に管理されていない空家の解消を一層進めていく必要がある。 ・支援事業の加算要件の活用がないことから、移住を希望している新婚世帯・子育て世代へのPR活動や、除却後の新築など不動産業界との連携による事業の周知を推進していく。 ・今後の補助実績等を踏まえ、必要に応じて制度の見直し等検討していく。			

施策2 市営住宅の管理運営					
1	事業名	セーフティネット住宅供給促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	新規
	概要 (目的と内容)	民間賃貸住宅の大家に対して、セーフティネット住宅としての登録を促す。住宅確保要配慮者専用の住宅として登録した大家に家賃低廉化に係る補助を行うとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅への入居にかかる家賃債務保証料等の低廉化に係る補助を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	0	6,000
			所要一般財源	0	1,500
			概算人件費	0	3,699
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	—			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	—			
2	事業名	市営住宅大規模改善事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	市営住宅の外壁劣化部や屋上防水等及び、電気設備や給排水設備等を改善し、経年により低下した安全性や居住性の向上及び長寿命化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	103,500	69,000
			所要一般財源	20	80
			概算人件費	6,366	5,457
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	昭和40年代後半から建設された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。 令和2年度から城西団地に着手し、令和6年度までに5棟108戸の改善を行った。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・経年により事業の対象となる住宅数は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。 ・長期的に使用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期（概ね耐用年数の半分程度）にある住宅を対象に、外壁の改修等に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を実施していく。			
3	事業名	市営住宅管理運営事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	住宅施設を適切に管理供給するため、入退去管理、使用料の賦課・徴収、空家修理、計画的改善、用地取得などを行う。 また、高齢者に配慮した仕様を持つ民間賃貸住宅の入居者に対する家賃補助を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	213,504	215,585
			所要一般財源	2,716	3,264
			概算人件費	51,745	51,745
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。 ・市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。 ・高齢者に配慮した仕様の民間賃貸住宅15戸に、入居者の家賃の一部に対する補助を行ってきた。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・住宅確保要配慮者の居住の安定のため、市営住宅の入居要件の緩和を検討するとともに、定住促進や子育て支援のための活用方法についても検討していく。また、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な改善、建て替え等を実施していくとともに、施設の適切な管理運営に努めながら、外部委託を含めた管理運営手法についても検討していく。 ・高齢者向け民間賃貸住宅への家賃補助事業が令和6年度で終了するため、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅への家賃補助制度について検討していく。			

4	事業名	城前団地建替事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	城前団地の市営住宅は、その多くが建設から50年程度経過し、老朽化が進行していることから、建て替えによって施設を更新することにより、ユニバーサルデザインなどに配慮した住環境の改善を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	437,849	506,148
			所要一般財源	4,192	9,025
			概算人件費	14,399	14,399
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。 ・建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・社会情勢や入居者の減少など状況の変化により、建替計画の見直しを行ったが、事業が長期にわたるため、事業の進捗に合わせて移転対象者の意向等を十分に把握していく必要がある。 ・事業の進捗と移転対象者の状況等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 市営住宅の管理運営



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R4	R5	R6	R7	R8
セーフティネット住宅供給促進事業	専用住宅（家賃低廉化事業補助金対象）としての登録件数	-	-	-		
市営住宅大規模改善事業	大規模改善工事を実施した住宅のうち、現在も供給が可能な住宅の割合（%）	100.0	100.0	100.0		

施策3 住宅・建築物の耐震化の促進						
1	事業名	耐震改修促進事業			法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課			次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物について、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用について支援を行う。また、昭和56年以前に建てられた木造住宅について、耐震診断及び耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)	
			事業費	2,370	3,800	
			所要一般財源	885	1,415	
			概算人件費	8,867	8,867	
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	「会津若松市耐震促進計画」に基づき、新耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震診断の支援（R5まで70件）に取り組んできた。また、改正耐震改修促進法が施行されたことに伴い、平成26年度より大規模建築物の耐震診断の支援（6件）、平成29年度から避難路沿道建築物への支援（診断18件、改修2件）を実施している。				
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・木造住宅の耐震診断、耐震改修の実施数が少ないことから、耐震化への意識の醸成が課題である。 ・市ホームページでの情報発信、個別訪問等を継続して実施し、耐震化への周知に努める。また改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。				
	事業名	宅地耐震化推進事業			法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 開発管理課			次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	大規模な地震時における盛土造成地の滑動・崩落による被害から市民の生命と財産を守るため、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地において、滑動崩落防止対策を進め、被害の防止・軽減を図るとともに、経過観察マニュアルに基づき、対象となる造成地について定期的な点検を実施し、安全確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)	
事業費			101,456	101,456		
所要一般財源			6,456	6,456		
概算人件費			2,198	2,198		
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	大規模盛土造成地の安全性を確認するための第2次スクリーニング計画を基に、対象盛土41箇所の内、優先度の高い4箇所の第2次スクリーニングを完了し、3箇所の安全性を確認した。安全性が確認されなかった1箇所の盛土（河東町高塚地区）については、令和5年度に滑動崩落防止対策工事の詳細設計を実施し、令和6年度以降工事を実施する。 令和2年度～令和5年度：大規模盛土造成地変動予測調査(第2次スクリーニング) 合計4箇所 令和5年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止詳細設計 1箇所					
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	第2次スクリーニングにより安全性が確認されなかった大規模盛土造成地（河東町南高野地区）においては、滑動崩落を防止する対策を進めるとともに、経過観察マニュアルに基づき、対象となる大規模盛土造成地について定期的な点検や震度5弱以上の地震時などの異常時点検を実施し、安全の確保を行っていく。					